

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】令和1年7月25日(2019.7.25)

【公開番号】特開2018-35216(P2018-35216A)

【公開日】平成30年3月8日(2018.3.8)

【年通号数】公開・登録公報2018-009

【出願番号】特願2016-166957(P2016-166957)

【国際特許分類】

C 08 B 13/00 (2006.01)

【F I】

C 08 B 13/00

【手続補正書】

【提出日】令和1年6月21日(2019.6.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】請求項7

【補正方法】変更

【補正の内容】

【請求項7】

乾式レーザー回折法による平均粒子径が70～300μmであって、かつ圧縮度が20%以下であるヒプロメロースフタル酸エステル。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

本発明者らは、前記目的を達成するため銳意検討を行った結果、驚くべきことにヒプロメロースとエステル化剤の反応後、得られた反応溶液を水と混合して析出した粗ヒプロメロースフタル酸エステルを含む懸濁液を、遠心傾瀉機(「デカンター型遠心分離機」とも呼ばれる。)を用いて脱液(固液分離)することにより、粉碎工程を経ずに前記懸濁液中の懸濁粒子の平均粒子径を縮小させることができることを見出し、本発明を完成させるに至った。

本発明の1つの態様によれば、触媒存在下、ヒプロメロースとエステル化剤を反応させて反応溶液を得るエステル化工程と、前記反応溶液と水を混合して粗ヒプロメロースフタル酸エステルの析出によるヒプロメロースフタル酸エステル懸濁液を得る析出工程と、前記ヒプロメロースフタル酸エステル懸濁液を、遠心傾瀉機を用いて脱液して脱液ヒプロメロースフタル酸エステルを得る脱液工程と、前記脱液ヒプロメロースフタル酸エステルを乾燥する乾燥工程とを少なくとも含むヒプロメロースフタル酸エステルの製造方法が提供される。

本発明の他の態様によれば、乾式レーザー回折法による平均粒子径が100～300μmであって、かつ圧縮度が20%以下であるヒプロメロースフタル酸エステルが提供される。